

滋賀県特別養護老人ホーム従来型多床室の「個室的なしつらえ」
改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、特別養護老人ホーム（老人福祉法第5条の3に定める特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）および併設されるショートステイに入所する者の尊厳の保持およびプライバシーの確保を図るとともに、個室的ケアの提供により入所者の重度化を防止する観点から、特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイの多床室を個室的なしつらえに改修する事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイの従来型多床室を個室的なしつらえに改修する事業とし、補助金の補助単価、単位、補助基本額、補助率および補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の対象除外経費)

第3条 前条の規定にかかわらず、当該事業に要する費用として適当と認められない経費については、補助金交付の対象としない。

(契約手続)

第4条 社会福祉法人が行う改修事業に係る契約の手続については、県が行う契約手続の取扱いに準拠するとともに、当該社会福祉法人の経理規程等に即して実施しなければならない。また、同契約においては、一括下請負契約を認めてはならない。

2 前項に反する場合には、補助金の全部または一部を取り消すことがある。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条に規定する交付申請は、補助金交付の内示後、知事が定める期日までに補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付条件）

第 6 条 規則第 5 条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業を中止し、または廃止（一部の中止または廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、その理由および遂行の見通し等を書面により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- （4）補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取り壊してはならない。
- （5）知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を知事の定めるところにより、県に納付させることがある。
- （6）補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （7）社会福祉法人は、補助事業を行うために締結する契約の相手方およびその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金については、この限りではない。
- （8）補助事業に係る予算および決算を明らかにした帳簿等を作成し、証拠書類とともに事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合は、

その承認を受けた日)の属する年度の終了後、本条第4号に定める処分制限期間中保管しておかなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業の遂行状況については、次により知事に報告しなければならない。

- (1) 補助事業者は、請負工事契約(入札)を実施しようとする場合、契約方法および入札参加業者事前報告書(様式第2号の1)を入札実施の通知日の1週間前までに提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、請負工事契約を締結した場合、契約内容(入札結果)報告書(様式第2号の2)を契約締結後、1週間以内に提出しなければならない。
- (3) 補助事業者は、工事に着手した場合、事業着工報告書(様式第2号の3)を工事着工の日から1週間以内に提出しなければならない。
- (4) 補助事業者は、工事進捗状況について、知事の要求があったときには、事業進捗状況報告書(様式第2号の4)により速やかに報告しなければならない。

(事業実績報告)

第8条 規則第12条に規定する補助事業の実績報告書(様式第3号)は、事業完了後1か月以内または、補助金交付決定の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれかの早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(支払方法)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者等は、概算払により補助金等の交付を受けようとするときは、滋賀県特別養護老人ホーム従来型多床室の「個室的しつらえ」改修事業費補助金の概算払請求明細書(様式第4号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係

る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第11条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく申請の取下げおよび変更の申請、第7条の規定に基づく状況報告、第8条の規定に基づく実績報告、第9条の規定に基づく支払請求または第10条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（標準事務処理期間）

第12条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- （1）規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して3月以内に行うものとする。
- （2）知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- （3）規則第13条の規定による額の確定は、第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（その他）

第13条 知事は、規則またはこの要綱に定める事項のほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、その都度これを定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

別表(第2条関係)

交付基準

補助対象施設	補助単価(円)	単位	補助率
特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイのうち次の条件を満たすもの ① 従来型多床室を有すること ② 当該改修後に7.43㎡以上の1人あたり居室面積を確保できること ③ 今後、10年間のうちに全面改築の予定がないこと	300,000	1人 *ただし、3部屋(12人)を限度とする。	2/3

(1) 補助基本額は、次の額を比較し、いずれか少ない方の金額とする。

- ① 上記補助単価に単位の数を乗じた金額
- ② 総事業費から寄付金その他の収入額、市町補助金、民間補助金、その他補助金および法人の有する移行時特別積立預金の額を控除した金額
- ③ 対象経費の実支出額の合計額

(2) 補助金額は、補助基本額に補助率を乗じた額について千円未満を切り捨てた金額とする。